

第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～
8年度）令和5年度事業実績の評価について

答 申

令和6年7月11日

港区男女平等参画推進会議

1 令和5年度事業実績評価の実施について

(1) 事業評価の意義

平成16年4月1日に施行された港区男女平等参画条例（以下「条例」という。）は、次の7つの基本理念を掲げています（条例第3条）。

- 1 人権尊重と性別等による差別の解消
- 2 性的指向、性自認及び性別表現の尊重と干渉、侵害の禁止
- 3 社会制度や慣行の中立性及び個性と能力の発揮の確保
- 4 意思決定過程での男女の平等参画
- 5 男女の家庭生活と社会生活の両立
- 6 生涯を通じての健康と妊娠・出産等に関する権利の尊重
- 7 教育の場での男女平等参画推進

この基本理念を実現していくために、区は港区男女平等参画行動計画を策定し（条例第12条）、それに基づいた事業を平成17年度から実施してきました。

事業評価は、令和3年3月に策定された第4次港区男女平等参画行動計画—みんなで進めよう 男女平等—（以下「行動計画」という。）に盛り込まれた事業を第三者の立場で評価するものであり、条例第15条に基づいて設置された港区男女平等参画推進会議が区長の諮問に応じ、調査審議を行いました（条例第16条）。

港区男女平等参画推進会議委員は、学識経験者・区内の男女平等参画関係団体に属する者・公募区民から構成されており、この事業評価は区民目線で客観的に行ったものです。第三者による事業評価を行うことによって、様々な視点から事業の実施状況の課題が明らかになり、区は、それを今後の事業展開に生かしていくことができます。

(2) 事業評価の対象

令和3年3月に策定された行動計画には、条例の基本理念に基づき、次の4つの目標が設定されています。

- 1 あらゆる場における男女平等参画を推進する
- 2 ワーク・ライフ・バランスを推進する
- 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
- 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

そのなかで、区が重点的に取り組むべき「施策の方向」を「責任項目」と位置付け、第三者評価の対象としています。

今年度の事業評価は、8つの責任項目に属する25事業の令和5年度における取組について評価しました。

【責任項目】

- 1 事業者における女性の活躍の促進
- 2 審議会等委員への女性の参画拡大
- 3 防災分野における男女平等参画の推進
- 4 働き方改革に対応した職場環境の整備促進
- 5 在宅介護を担う男女に対する支援の充実
- 6 性別等による差別の根絶に向けた働きかけ
- 7 暴力防止教育と啓発
- 8 区民に親しまれる施設としての機能の充実

(3) 事業評価の方法

今回の事業評価は、それぞれの事業について、担当課が事前に行った自己評価結果や事業に関する資料・データをもとに、港区男女平等参画推進会議が第三者の立場で取組を検証したものです。

評価に当たっては、事業ごとに設定された目標に対する進捗度や男女平等参画の視点での実施状況から、「ほぼ達成」「おおむね達成」「達成半ば」「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」の6段階で評価しました。なお、評価については、責任項目毎に設定した評価の視点や基準を踏まえています。

具体的な作業は、港区男女平等参画推進会議を2つの部会に分け、第一部会是新田委員が部会長に、第二部会は藤間委員が部会長となり、必要に応じて担当課職員等から事業に関する説明を受ける中で、各事業の評価を部会ごとに議論し、評価を行った上で、最終的に港区男女平等参画推進会議として、答申にまとめました。

なお、港区の評価の特徴は各事業の評価理由を具体的に示しているところですが、これは各部会における議論により決定しています。

(4) 事業評価の結果

今回の事業評価結果は、責任項目8項目のうち「ほぼ達成」が5項目、「おおむね達成」が1項目であり、「達成半ば」が2項目であり、「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」はありませんでした。今回、「おおむね達成」であった責任項目については「ほぼ達成」を、「達成半ば」であった責任項目については「おおむね達成」をめざしてください。

責任項目下の25事業の今回の事業評価結果は、「ほぼ達成」が13事業、「おおむね達成」が10事業、「達成半ば」が2事業となっています。

今回、「おおむね達成」であった責任項目については、「ほぼ達成」をめざしてください。また、「達成半ば」であった事業については評価理由等を踏まえた事業実施を期待いたします。

また「ほぼ達成」の評価であっても評価理由に要望が記載されている場合には次年度で取り組まれますようお願いいたします。

行動計画の取組を進める上では、港区男女平等参画推進会議各委員が事業評価に際して提示した意見をまとめた「評価理由等」を参考にいただき、可能な限り次年度の取組に反映させていただきたいと考えます。

また、男女平等参画を進めるためには、担当課を横断する事業が多々あります。担当課において、男女平等参画の推進へのさらなる理解を深め、担当課間での連携・協力が必要な事業については、調整を行い、その実態を次年度の自己評価結果や事業に関する資料・データにおいて示していただければと思います。

港区男女平等参画推進会議は、行動計画が掲げる目標の実現に向け、積極的な取組が展開されることを期待します。

責任項目 1	目 標 1	あらゆる場における男女平等参画を推進する
	課 題 1	働く場における女性の活躍の促進
	施策の方向1	事業者における女性の活躍の促進

○ 評価基準

1. 事業者への啓発・情報提供が効果的に行われたか
2. 最新の情報提供に努めたか
3. 事業者における女性活躍の推進のための働きかけができたか
4. 事業の効果を検証したか

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成	事業者における女性活躍の推進に向けて、各事業が効果的に実施されており、評価できます。一方で、効果検証がされにくい点や、充実した内容の講座・セミナーにも関わらず参加者数が少ない点が課題と考えます。区やリーブラのホームページのユーザビリティの向上をはじめ、利用者が必要な情報にたどり着けるよう、周知方法の改善を検討してください。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進	B おおむね達成	・認定において、要件である時間外勤務の実績について厳格に審査を行うなど、「質」に踏み込んだ点は評価できます。 ・時間外労働が多く発生していることにより不認定となった企業に対しての社会保険労務士等の相談員によるフォローアップや、今後改善の余地がある企業に対する条件付き認定などの取組は、非常に評価できます。 ・認定企業の実績は、区内の中小企業数と比較するとまだまだ少ないため、入札制度における優遇のほかに、企業が認定されることによるメリットを感じられるような制度の工夫が必要です。
2 区との契約希望事業者に対する働きかけ	A ほぼ達成	・関連法案の改正に関する情報共有による制度の改善検討や、パンフレットの一括送付など、複数課が連携して事業を進めている点を評価します。

事業名		評価	評価理由等
3	事業者向け講座・講演会の開催	B おおむね達成	・それぞれ様々な事情を抱えている企業を対象とした個別相談会は非常に良い試みです。 ・経営者向けセミナーは目標どおりの回数を実施しているものの、参加者数が伸び悩んでいます。テーマに関心のある、より多くの方に、情報を届ける工夫を期待します。 ・出前講座の回数を増やし、受講者数を増やすことを検討してください。 ・労働法規は頻繁に改正されるため、労働基準監督署と連携した労働法セミナーの令和6年度の実現に期待します。
4	労働関係法令、各種制度の周知	A ほぼ達成	・事業目標に対して各事業が適正に行われています。 ・リーブラではワーク・ライフ・バランス推進シンポジウムの開催や情報誌「オアシス」発行、講座開催のほか、助成事業において男性の育児休業をテーマとしたセミナーの開催や啓発冊子作製を支援しており、積極性を評価します。
5	事業者に対する女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の啓発《新規》	A ほぼ達成	・出前講座や区内で開催されるイベントへの出展やパネル制作により、行動計画策定について認知度を高めたことを評価します。 ・女性管理職養成講座をはじめ、女性が自身のキャリアを描くことができる講座を積極的に企画している点を評価します。 ・受講や来場した企業に対して、一般事業主行動計画策定の有無について確認するなど、一歩踏み込んだ対応を期待します。
6	各種ハラスメント対策の強化に向けた支援《新規》	A ほぼ達成	・事業目標どおり、「就活ハラスメント」「マタニティハラスメント」について講座を実施し、参加者が高い満足度を得ていることを確認できました。 ・次年度は、情報誌や出前講座で取り上げた「ジェンダーハラスメント」や「アクティブバイスタンダー」に重点を置いた対応に期待します。

責任項目 2	目 標 1	あらゆる場における男女平等参画を推進する
	課 題 2	政策・方針決定過程への女性の参画促進
	施策の方向1	審議会等委員への女性の参画拡大

○ 評価基準

1. 審議会等への女性の参画推進のためのガイドラインを周知したか
2. 各課において女性委員割合を向上するための取組ができたか
3. 審議会等の女性委員の比率が高まったか
4. 女性委員がいない審議会等がなくなったか

● 総合評価

評価	評価理由等
C 達成なかば	女性の参画推進のためのガイドラインを、毎年度全庁に対して周知していることは評価できますが、職員に広く浸透させるための工夫が必要です。 区の審議会等における女性委員比率を今後上げていくためには、中長期的な取組が必要です。また、委員募集に際して、女性をはじめ多様な意見を求めていることが伝わるよう書き方を工夫してください。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
11 女性の参画推進のためのガイドラインの作成・周知《新規》	B おおむね達成	・毎年度ガイドラインを全庁周知している点は評価しますが、審議会等の実務を担当する多忙な職員の目にも触れるよう工夫してください。 ・区のホームページにおけるガイドラインの公表も検討してください。
12 審議会等委員の女性参画の推進	C 達成なかば	・女性委員比率 36.2%は、一般的に見て低い数字ではありませんが、今後数値を上げていくためには中長期的な取組が必要です。 ・女性の意見を聴いて反映し、女性に公的に評価される仕組みができることが肝要であり、数値が最終的な目標にならないように工夫してください。

事業名		評価	評価理由等
13	性別にかかわらず参加できる工夫	B おおむね達成	・審議会等委員の募集時に一時保育や夜間開催に加えて、多様な人材の意見を求めている旨記載するなど、女性が自分も歓迎されていると感じるように書き方を工夫してください。 ・子育て世代の参加も大切であるものの、育児中は余裕がないため、「子育て世代が参加できる」に加えて子育て世代の意見を取り入れるという方向での目標設定を検討してください。

責任項目 3	目 標 1	あらゆる場における男女平等参画を推進する
	課 題 6	男女平等参画の視点に立った防災対策の充実
	施策の方向 1	防災分野における男女平等参画の推進

○ 評価基準

1. 防災組織や防災訓練への女性の参画が拡大したか
2. 事業が進捗しているか
3. 男女平等参画の推進に寄与しているか
4. 事業の効果を検証したか

● 総合評価

評価	評価理由等
C 達成なかば	避難所における男女の役割分担の固定化につながらないよう、計画や訓練の段階で、男女平等参画の視点を取り入れてください。また、性被害防止の観点も必要です。 地域防災組織や防災訓練への女性の参画については、参加人数や比率を把握しながら、改善に向けた取組に期待します。 支所により取り組みや熱意にグラデーションがあることが問題です。本庁と各地区総合支所における計画や目標の共有が必要です。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
36 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進	C 達成なかば	・地域の防災組織の女性比率向上を事業内容としている以上、地域防災協議会や防災訓練参加者における女性比率を把握するよう努めてください。 ・「母の会」など女性に偏りがちな炊き出し等の仕事を男性が引き受けていくという方向に変えていくことも必要と考えます。 ・父親も子育てをするという前提で、男性が使える授乳室やおむつ交換室の設置を検討してください。 ・区の職員も含め、防災組織の女性比率を増やしてください。
37 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進	B おおむね達成	・全体としてテントの配備が中心に記載されていますが、性暴力やトイレ・着替えをのぞかれるなどの性被害から女性を守る防犯面での防災対策を期待します。

責任項目 4	目標 2	ワーク・ライフ・バランスを推進する
	課題 1	事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進
	施策の方向2	働き方改革に対応した職場環境の整備促進

○ 評価基準

1. 事業者への啓発・情報提供が効果的に行われたか
2. 最新の情報提供に努めたか
3. 事業者における女性活躍の推進のための働きかけができたか
4. 事業の効果を検証したか

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成	各事業とも課題に真摯に向き合い、非常に良い内容ですが、さらなる改善に期待します。引き続き、事業の対象となる中小企業への訴求に力を入れて取り組んでください。 効果測定は難しい分野であるものの、前年度との比較にとどまらずに、過去数年分の実績の推移を示すことで、客観的な評価が得やすくなると考えます。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
39 事業者に対する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の啓発	A ほぼ達成	・仕事と家庭の両立支援事業のパンフレットやパネル展示等による周知が、企業の一般事業主行動計画策定にどのように結びつくのかが見えにくいと考えます。 ・令和5年度の事業目標と次年度の事業目標が変わっていないものの、ハローワークに登録している企業あての周知について調整するなど、改善に向けての姿勢が見える点を評価します。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の要件に一般事業主行動計画の策定を加えること、個別相談で行動計画策定のメリットを共に考える場を設けることなど、企業の動機付けになる方策を検討してください。
40 仕事と家庭の両立支援事業の実施	B おおむね達成	・指標となる予算執行率は前年度より上がっており、取組が浸透してきている点は評価できます。 ・法律を上回る制度を設ける必要はなく、申請時の提出書類も国の助成金に比べてハードルが低いため、とても利用しやすい制度です。 ・関係法令が社会に浸透して、育児休業が取得しやすくなったことで申請が増えたとも考えられるため、この奨励金が企業における両立支援の制度整備の後押しになることを期待します。

事業名		評価	評価理由等
41	多様で柔軟な働き方促進への啓発	A ほぼ達成	・研修内容はとても魅力的であり、参加してみたいくなるものでした。 ・ワークショップ形式であれば参加人数が少ない方がよいが、講演や講座はリーブラに限らない会場選定やオンライン併用等、より多くの方が参加できるよう工夫してください。 ・事業名にある「多様で柔軟な働き方」について、介護や育児に目が行きがちであるものの、誰もが働きやすいことが大切。テレワーク推進や短時間正社員、週休3日制、フレックスタイム、副業等を含めて、講座の企画やチラシ類への記載を検討してください。

責任項目 5	目 標 2	ワーク・ライフ・バランスを推進する
	課 題 3	仕事と介護の両立に向けた支援
	施策の方向2	在宅介護を担う男女に対する支援の充実

○ 評価基準

1. 介護保険制度や障害者福祉制度の普及・啓発が図れたか
2. 事業が進捗しているか
3. 男女平等参画の推進に寄与しているか

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成	法令によって制度が固定化されている部分が多い中でも、仕事と介護の両立に向けて、継続して事業を改善していることを評価します。事業実績においては、各事業によって在宅介護を担う男女の負担がどれほど軽減されたのかなど、具体的な数値も交えた記載について検討してください。他自治体と比較して施設は充実していますが、需要と供給のバランスや民間施設の状況について、しっかりと把握するよう努めてください。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
82 介護人材の確保・支援	A ほぼ達成	・福祉のしごと面接・相談会における工夫により参加事業者や来場者・採用者数が増えたことや、ケアマネジャー向け助成の開始は評価できます。 ・潜在的資格保有者の発掘や登録、登録中の資格更新補助など、根本的な人材確保に向けた取組を検討してみてください。 ・次年度の事業目標について、各年度で力を入れるポイントを明確にした記載にすることを検討してください。
83 施設入所介護サービスの充実	B おおむね達成	・介護相談員が利用者や家族の意見・要望を聴取し、施設の運営改善につなげていく取組についても記載してください。 ・職員体制が改善され、障害者入所施設の定員が昨年度よりも増えたこと、毎月の利用者代表者会議開催や日中活動の充実といった運営の改善について評価します。 ・区内の高齢化率や施設入所需要を注視しながら、引き続き施設の充実に向けて改善に取り組んでください。

事業名		評価	評価理由等
84	通所介護サービスの充実	A ほぼ達成	・女性よりも圧倒的に少ない男性利用者の増加に向けた取組や、高齢者支援課・介護保険課で連携したケアマネジャーとの情報共有や支援等の取組について評価できます。 ・人権擁護の視点を取り入れ、事業目標や実績・推進状況に、事業者や職員への虐待防止などにかかる教育等について記載することを検討してください。
85	ショートステイの充実	A ほぼ達成	・ショートステイの予約決定の仕組みについて、従来の先着順から、これまでの利用状況や個別の状況を基にした利用調整による方法に改善したことを評価します。

責任項目 6	目標 3	人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
	課題 1	人権を尊重する意識の醸成と性別等による差別の根絶
	施策の方向4	性別等による差別の根絶に向けた働きかけ

○ 評価基準

1. 多様な性のあり方について効果的な啓発が行われたか
2. 男女平等参画条例の普及・啓発に努めたか
3. 事業が進捗しているか
4. 男女平等参画の推進に寄与しているか
5. 事業の効果を検証したか

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成	リーブラにおける SOGIE に関する意識啓発の取組は充実しています。また、教員向けにも講座を行っており、子どもたちの早期における意識付けにつながることを評価するとともに、今後の広がりにも期待します。 教育分野では、学習指導要領にとどまらない課題を認識し、改善しようとする姿勢は評価しますが、スクールカウンセラーの有効活用状況についての的確に把握する必要があります。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
96 SOGIEに関する意識啓発	A ほぼ達成	・ SOGIE について意識啓発・居場所づくりそれぞれの観点から良い取組を進めています。 ・ 小中学生のような早い段階から SOGIE に関する知識や意識を持つことが重要なことから、教育委員会と連携した教員向け出前講座のような取組を更に広げていけると良いと考えます。高校生企画の支援も評価します。 ・ 啓発は進んでいるが、差別の根絶に向けた具体的な取組も進める上で、当事者の意見を徴取することも必要と考えます。
97 教育分野における理解促進《新規》	B おおむね達成	・ スクールカウンセラーの活用周知の取組は評価します。 ・ 守秘義務があるためスクールカウンセラーは慎重に個人情報を取り扱うようにしてください。 ・ 次年度以降、各学校の取組やアンケートにおいて工夫した点を記載してください。 ・ スクールカウンセラーに相談した子どもたちが心理的な負担を負うことなく、満足しているかが分かるような評価の仕組みについて検討してください。

責任項目 7	目 標 3	人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
	課 題 2	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
	施策の方向1	暴力防止教育と啓発

○ 評価基準

1. DVの未然防止、根絶に向けた啓発が効果的に行われたか
2. デートDVについて、若い世代への啓発が効果的に行われたか
3. 事業の効果を検証したか

● 総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	リーブラにおける啓発は講座やパネル展示にとどまらず、各取組につながりが生まれていることを評価します。 区の事業に対するやる気は評価しますが、人事異動によって職員の知識や習熟度の積み重ねがなくなることが制度的な課題と考えます。 リーブラだけが頑張っているように見えないよう、区としての問題意識や取り組みをより明確にする必要があります。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
98 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発	B おおむね達成	・リーブラにおける講座の内容は良いものの、受講者枠が限られているため、事後記事の掲載などによって興味を持つ人が取組へアクセスできる工夫を期待します。 ・作成したリーフレットや冊子を、多くの人の目に留まり、手に取ってもらえるような環境の工夫を期待します。 ・各地区総合支所の職員がリーブラの講座等に出席し、知識の習得・向上に努めていることを確認できました。
99 デートDVに関する意識啓発	B おおむね達成	・リーブラにおける啓発は講座やパネル展示にとどまらず、相談や他団体との協力事業など、各取組につながりが生まれていることを評価します。 ・区の内部における職員等に対する意識啓発の記載をしてください。 ・デートDVについて啓発するリーフレットを配布する際に趣旨がしっかり生徒に伝わるよう学校側への働きかけが必要です。

責任項目 8	目標 4	男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する
	課題 1	拠点施設リーブラの充実
	施策の方向1	区民に親しまれる施設としての機能の充実

○ 評価基準

1. 多様な利用者層を意識した講座の実施や機能の充実が図られたか
2. 区民・団体の活動を支援したか
3. 区内企業・学校・NPO等と連携し、地域の男女平等参画を推進したか
4. 事業の効果を検証したか

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成	様々な取組を意欲的に行っていることを評価します。地域との関わりがない人からの、施設や講座に関する認知度を上げるために、様々な広報や企業・学校との連携に力を入れることを期待します。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
127 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実	A ほぼ達成	・SNSを活用した周知の効果が表れていると評価します。さらなる広報の工夫や、企業や学校との連携によって、地域にかかわることがない人に利用してもらうための方策の検討が必要です。
128 区民・団体の活動支援	A ほぼ達成	・リーブラの主催事業だけでなく、助成事業や協力事業等さまざまな形で男女平等参画を推進している点を評価します。
129 区民・団体の活動との連携	A ほぼ達成	・近隣の小学校との交流をはじめ、区内企業・団体・学校との連携や、情報誌「オアシス」による連携先への紹介、利用者懇談会の開催等、幅広く様々な事業を行っていることを評価します。

審議経緯

開催日	内 容
令和6年6月6日	諮問 第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～8年度） 令和5年度事業実績の評価について検討
令和6年6月10日	第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～8年度） 令和5年度事業実績の評価について検討
令和6年6月20日	第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～8年度） 令和5年度事業実績の評価について検討
令和6年7月11日	答申 第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～8年度） 令和5年度事業実績の評価について

港区男女平等参画推進会議委員名簿

(任期：令和4年7月16日～令和6年7月15日)

氏名		所属など		備考
学識経験者				
◎斎藤	悦子	お茶の水女子大学教授		
藤間	公太	京都大学大学院教育学研究科准教授		
安中	繁	特定社会保険労務士		任期：令和4年7月16日 ～令和6年4月12日
○新田	香織	特定社会保険労務士		任期：令和6年4月13日 ～令和6年7月15日
区内の男女平等参画関係団体に属する者				
林	明美	地域社会	港区民生委員・児童委員協議会	
尾崎	直美	教育	NPO法人 みなと授業錬成アカデミー	
門脇	睦美	生涯学習	一般財団法人 女性労働協会専務理事	
野中	寿彦	人権啓発	公益財団法人 人権教育啓発推進センター アイユ編集長	
白井	浩之	雇用	港区商店街連合会	
遠山	友季	メディア	株式会社 TBSテレビ 人事労政局 人事部	
公募区民				
小川	翔子	公募区民		
川元	恭子	公募区民		
幸田	千栄子	公募区民		
深田	絵里	公募区民		
福島	正純	公募区民		
宗像	雄一郎	公募区民		

◎は会長、○は副会長